

登別市消防団条例（案）

昭和29年3月29日

条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他の事項について定めることを目的とする。

（設置、名称及び区域等）

第2条 登別市に消防団を設置する。

2 消防団の名称は、登別市消防団（以下「消防団」という。）と称し、その管轄する区域は、登別市一円とする。

3 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長（以下「幹部」という。）及びその他の団員を置く。

（団員の定員）

第3条 団員の定員は161人以内とする。

（団員の種類）

第3条の2 団員の種類は、基本消防団員（以下「基本団員」という。）及び機能別消防団員（以下「機能別団員」という。）とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、特定の消防活動に従事する団員とする。

（任命）

第4条 団長は、消防団の推せんに基づき市長が任命し、団長以外の基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者であつて団長が市長の承認を得て任命する。

（1）登別市に居住する者

（2）18歳以上60歳未満の者

（3）心身ともに健康なもの

2 機能別団員は、次の各号のいずれにも該当する者であつて団長が市長の承認を得て任命する。

(1) 機能別団員が管轄する区域に居住し、又は通勤する者

(2) 18歳以上の者

(3) 心身ともに健康な者

(欠格条項)

第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員として任命することができない。

(1) 心身虚弱の者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 懲戒処分により団員を免ぜられ、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

(任期)

第5条 幹部の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期中途で退職した者の後任者の任期については、前任者の残任期間とする。

(退職)

第6条 団員が退職しようとするときは、予め文書を以って任命権者に願出でその許可を受けなければならない。

(分限)

第7条 団員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、任命権者はその意に反して、これを降任し又は免職することができる。

(1) 勤務成績が良くない場合

(2) 団員として適格性を欠く場合

(3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(4) 班長以下の基本団員で年齢が60歳になった場合

(5) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(6) 第4条の2第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。

(7) 基本団員にあつては、第4条第1項第1号に該当しなくなったとき。

(8) 機能別団員にあつては、第4条第2項第1号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第8条 団員であつて次の各号の一に該当するものがあるときは、任命権者はこれを懲戒することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があつたとき。

2 前項の懲戒は、次の区別によりこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

3 停職は、1月以内の期間を定めてこれを行う。

(サービスの宣誓)

第9条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

宣 誓 書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令条例及び規則を遵守し、不公平並に偏見を避け何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

登別市消防団 氏

名^①

(職務)

第10条 団長は、消防団の事務を統括し、団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 団長及び副団長が共に事故あるときは、団長の予め指定する順序により、分団長がその職務を行う。ただし、団員の任免を行うことはできない。

4 分団長は、上司の命を受けて分団の事務を掌理し、分団員を指揮監督する。

5 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 部長以下の団員は、上司の命を受けてその職務に従事する。

(服務規律)

第11条 団員は、消防団長の召集によって出勤し服務するものとする。召集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、予め指定するところに従い直ちに出勤し服務しなければならない。

第12条 団員は、定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令を受けてはならない。

第13条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、副団長及び分団長にあつては団長に、その他の団員にあつては分団長に届出なければならない。但し、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

2 分団長は、特別の事情により当該分団員の半数以上が同時に居住地を離れることとなる場合には、予め団長の許可を受けなければならない。

3 前項の場合、団長は、特別な事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることとなる場合は、これを許可してはならない。

第14条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障ある場所に多数集合したり又は多数集合して飲酒してはならない。

第15条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め災害に際しては身を挺してこれに当る心構えを持たなければならない。

(2) 規律を厳守して上長の指揮命令の下に上下一体事に当らなければならない。

- (3) 上下同僚の間は相敬愛し礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎し
まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け又はこれを請求する等のこ
とがあってはならない。
- (5) 職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。
- (6) 団員は団又は団員の名義を以てみだりに寄附金を募り又は営利行為
をなし若しくは義務の負担となるような行為をなしてはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義を以て特定の政党結社若しくは政治団体を支
持し反対し又はこれに加担し或いは他人の訴訟若しくは紛議に関与しては
ならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当り職務の他これを使
用してはならない。

(報酬)

第16条 基本団員には、次の報酬を支給する。

団長	年額	75,000円
副団長	〃	58,000円
分団長	〃	43,000円
副分団長	〃	34,000円
部長	〃	29,000円
班長	〃	27,000円
その他の団員	〃	25,000円

2 機能別団員には、年額10,000円の報酬を支給する。

3 前2項の報酬は、翌年度の4月までに支給するものとし、次の各号に掲げ
る場合には、それぞれ当該各号に定める計算方法により算定した報酬額を支給
する。

- (1) 新たに団員となった場合 新たに団員となった日の属する月分から月
割計算により算定した報酬額
- (2) 階級に変更を生じた場合 それぞれの階級の在任月数を基礎として月
割計算により算定された報酬額
- (3) 退職又は死亡した場合 退職又は死亡した日の属する月分までを月割
計算により算定した報酬額

4 前項の規定により報酬額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 第1項から第3項に規定する報酬は、その年度に1回も公務に従事しなかったときは支給しない。

(費用弁償)

第17条 団員が公務に従事したときは、別表第1の基準により費用弁償を支給するものとし、その方法は市職員の例による。

2 前項に規定するもののほか、災害、警戒及び訓練の職務に従事したときは、別表第2の基準により費用弁償を支給するものとする。

3 前項の費用弁償は、支給対象業務に従事した日の属する月の翌月に支給する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和29年4月1日から施行する。

2 登別市消防団退職手当支給条例(昭和25年7月10日条例第21号)は、この条例施行の日から廃止する。

別表第1(第17条関係)

区分	費用弁償の額
団長、副団長 分団長、副分団長	登別市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)第3条に規定する給料表の職務の級(以下「職務の級」という。)が7級である市職員が受ける旅費額に相当する額
部長、班長 その他の団員	職務の級が4級以下である市職員が受ける旅費額に相当する額

別表第2(第17条関係)

種類	支給額	支給対象業務
災害出動手当	1回につき 4,700円	災害現場への出動等
訓練手当	1回につき 4,300円	教養訓練その他の訓練への参加
警戒手当	1回につき 4,300円	火災予防又は風水害等のための警戒出動